

(参考)

「クリーンアジア・イニシアティブ ―アジア経済・環境共同体構想の軸として―」

(平成20年6月) (抜粋)

3. 政策目標と施策の基本的方向性

(2) 施策の基本的方向

① 低炭素社会・低公害型社会の実現―低炭素型・低公害型の経済活動の普及―

(前略)

また、途上国において喫緊の課題である大気汚染等の公害問題にも対処していくため、低炭素型・低公害型（コベネフィット型）の開発を推進するとともに、我が国の公害克服の経験をもとに、環境対策、測定技術、規制体系、人材などをパッケージにして普及・展開し、低炭素型・低公害型社会へ誘導するための施策等を進める。

「緑の経済と社会の変革」 (平成21年4月) (抜粋)

第五章 緑の技術革新

4. 最先端の環境技術の普及と既存技術の活用

(前略)

また、アジア諸国等途上国では、経済成長に伴って、我が国がかつて経験したような深刻な公害に直面しています。このため、温暖化対策も見据えつつ、各国の状況に応じて、ボイラー等のばい煙発生施設等に関する既存技術を制度や人材などとパッケージにして普及・展開していきます。

(後略)

第六章 緑のアジアへの貢献

1. 戦略的、体系的で現場と通じた環境協力の展開

(前略)

また、取組を進める上での基盤として、我が国の人材・経験を活かした環境保全技術・環境モニタリング技術・公害防止技術等の各分野での技術移転や、環境管理に係るインフラ・制度・手法（システム）の導入・普及を戦略的・体系的に進めます。

さらに、これらの取組の実効性を高めるため、途上国自身が自国における環境問題を発見し、対策を実施するための能力の向上が図られるような人材育成に努めます。また、我が国の優れた環境技術をベースにして、各国と協調した環境ラベリングの使用等により、環境技術の「アジア標準」化を推進します。

(中略)

また、日本の経験・技術・組織・制度をパッケージとして、日本モデルのアジアへの展開を図ることとします。

(後略)